

「児童虐待防止法案に関する要望書」について

児童虐待防止法案の国会への提出と成立については、4月末から5月にかけて新聞記事等でご覧になった方々も多いかと存じます。

子どもの虐待防止法を作る動きは、虐待の増加が社会問題となっている中、子どもの虐待防止センターなどを中心とするネットワークの運動がありました。

児童虐待防止法の骨子は、以下のようなものです。

1) 目的：児童虐待の定義、その禁止、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けている児童の保護の促進、防止及び対応を促進する。

2) 定義：身体への暴力、性的暴力、養育の放棄、心理的外傷を与える言動

3) 虐待の禁止

4) 国及び地方公共団体の責務：早期発見、保護。関係機関の人材養成、広報啓発等。

5) 児童虐待の発見の促進：学校、児童福祉施設、保健所、医療機関、弁護士等の通告義務の強化。通告に関する免責。

6) 保護の促進：立ち入り調査権、速やかな一時保護、警察官の援助、保護期間、虐待を行った保護者は児童福祉司等の指導を受ける、児童への面会通信の制限、他。

7) 親権行使上の注意：親の行使は適切でなければならない。親であるからといって、児童への暴行の罪を免れることはない。

虐待問題には臨床心理士もさまざまな機関で関わっており、この問題は子どもの保護と同時に家族の支援的カウンセリングが必要であることが我々の認識です。しかし、法案では子どもの保護に強調点が置かれ、家族の支援の実際的なことが今後の課題として残ります。そこで、日本臨床心理士会資格法制化専門委員会の発議で、要望書を、衆議院青少年問題特別委員会の各委員宛に送付することにしました。

この法案への要望書は、他に法律学者、日弁連、子どもの虐待防止センター等から出されたようです。この法案は平成12年5月17日に国会を通過しました。本会の要望は「臨床心理士から要望が出ている」旨が委員会の話題とされ、

最終的に5項目の付帯決議がつく中に「当該児童、保護者等に対するカウンセリング及び個別フォロー体制の充実を図ること」との項目がつけました。

この法は3年後に見直しが行われることになっています。さまざまな団体が活動する問題でもあり、私どもも相談カウンセリングの専門性を問われる問題ですので、皆様も関心をもって推移を見守っていただきたいと思います。特に、児童相談所の心理職や、通報義務を課された病院、保健所、学校などにお勤めの方々からのご意見や情報をいただけることを期待いたします。

衆議院青少年問題特別委員会殿

平成12年5月7日

日本臨床心理士会

会長 河合 隼雄

児童虐待防止法案に関する要望書

貴委員会におかれましては、日頃青少年の健全育成にかかる諸問題に熱心に取り組まれておられることを感謝申し上げます。また今般、児童虐待防止法の立法化に取り組まれ、その成果が法案の形で示される運びとなることを歓迎いたします。

私どもは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会による認定を受けた、約七千人の臨床心理士で構成する団体です。会員は、医療、福祉、教育、司法矯正、産業などの諸領域で主に相談、カウンセリングを仕事としております。

今般扱われる児童虐待問題に関して、私ども臨床心理士は、児童相談所だけでなく、児童福祉施設心理職、病院臨床心理士、あるいは小中高校のスクールカウンセラー、家庭裁判所の調査官等として、様々な角度から虐待問題に取り組んでおります。

このような立場からみても、今回の児童虐待防止法は被害児童の保護に大きな効果をもつものと期待されます。この法案作成課程における委員会の議事録を拝見いたしますと、幅広い観点の議論が行われており、関係委員の皆様のご努力に敬意を表するものです。

しかしながら、法案化されたものに関しまして、若干の危惧を感じ、以下の点で要望をさせていただきたく存じます。

要望の趣旨とその理由

1) 法文には、児童の保護にかかわる手続き、通報者の免責など、くわしく規定されておりますが、委員会の議論にありました「家族の支援」に関する規定が少ないように思われます。

法文に、家族（もと被虐待児である場合も多い。）支援の視点を明文化することを要望します。たとえば法案名を「児童虐待の防止と家族の支援に関する法」とするなど。

2) 法案に定義されている虐待の成因は一様でなく、加害者の人格障害や精神病理に因る場合、病弱や多胎などの育児困難な子どもを、余裕の無い中で育てる場合、家族構成員の情緒的問題に因る場合などさまざまで、扱いも状況に応じた工夫が必要です。また虐待は子どもの自尊心を損ない、家族もその行いが自らの傷を深める悪循環の中に成立していると言えます。

法案にあるように子どもを保護して、後に家族の再統合をめざすならば、あらゆる働きかけは、当事者の自尊心をそれ以上傷つけない配慮の上に行われる必要があります。そこで、「家族の指導」に関する記述は、「家族の支援」とする項目を設け、専門家によるカウンセリングや精神障害の治療等を、「受ける義務と提供する義務」を並立的に提示し、矯正指導的な印象を払拭することが望ましいと考えます。

3) 家族は地域に受け入れられていることがその基盤ですが、虐待問題を持つ家族は、そのことが脅かされやすくなります。国及び地方公共団体はこの点に配慮し、啓発努力すべきとの規定を盛り込み、その責務を強調されることを要望します。

4) 児童の虐待は、家族のさまざまな病理と関連し、家族の病理は社会の有り様と不可分な形で進展します。また世代間伝播する問題であることも、委員会の議論にあるとおりです。従いまして、この問題は本来、子育ての支援の施策の中に位置づけられることが、妥当であろうと考えられます。

3年後に見直されるとのことですが、虐待の定義に関する論議を深め、子育て支援の施策との連携に配慮がなされることを要望します。

また検討の過程で、子どもあるいは虐待を生き延びた人（この中には虐待する側に回って苦しんでいる人々もあります。）の意見もまた聴取されることが望ましいと考えます。

以上よろしくお願い申し上げます。